

◎宅地造成に関する工事の許可申請(旧法第8条第1項) 必要書類一覧

◆書類

	図書の名称	説明	備考
1	許可申請書(一部)	別紙記載例参照	
2	許可通知書(二部)	別紙記載例参照	
3	土地使用承諾書	所有権、抵当権等、宅地造成行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(印鑑証明書添付)  ※既存建築物がある場合は、当該建築物についての権利を有する者の同意書及び印鑑証明書を添付すること。 ※申請区域外でも造成工事等を行う場合、また隣接地側溝等に雨水等を排水する場合は、その土地所有者の同意書、印鑑証明、土地登記事項証明書(申請時以前3か月以内のもの)を添付すること。	
4	土地(建物)登記事項証明書	申請時以前3か月以内のもの(原本) ※既存建築物がある場合は、当該建築物の登記事項証明書も添付すること	
5	法人登記事項証明書	申請時以前3か月以内のもの(原本) ※個人申請の場合は申請者の住民票	
6	委任状	申請手続きを代理人に委任する場合	
7	設計者の資格に関する申告書	施行令第17条に規定する経歴を証明するものを添付すること(卒業証明書、卒業証書の写し、経歴証明書、建築士・土木施工管理技士等の資格を証明する書類等)	・高さが5.0mを超える擁壁を設置する場合 ・造成面積が1,500㎡を超える場合
8	排水先利害関係者との協議書	排水先の利害関係者との協議結果の書面	
9	その他知事が必要と認める書類	申請区域外で行う宅地造成行為に関する工事に係るもの、大規模開発の場合の工事計画書・防災計画書、工事工程表、流量計算書、土量計算書、構造計算書、安定計算書、土質調査等	

◆図面

	名称(標準縮尺)	明示する事項	備考
1	開発区域位置図(10,000分の1以上)	宅地造成区域(赤枠)、周辺道路の位置・名称・幅員、放流先の水路等の位置・名称等	
2	公図写し	宅地造成区域の図示	転写年月日、転写者の氏名・印
3	現況図(2,500分の1以上)	位置、方位、等高線、宅地造成区域の境界線(赤枠)、付近の土地利用の状況	作成者の記名押印又は署名
4	造成計画平面図(2,500分の1以上)	方位、宅地造成区域の境界線(赤枠)、切土(茶色)・盛土(緑色)部分、がけ・擁壁部分、道路の位置・形状・幅員・勾配、縦横断線の位置と記号、等高線、宅地の地盤高及び面積	作成者の記名押印又は署名
5	造成計画断面図(2,500分の1以上)	宅地造成区域の境界線、切土(茶色)・盛土(緑色)前後の地盤面、がけの位置	作成者の記名押印又は署名
6	排水施設計画平面図(500分の1以上)	排水区域の区域境界線(赤枠)、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称等	作成者の記名押印又は署名 ※造成面積が1,500㎡をこえる場合は原則として流量計算書添付
7	排水施設縦断面図(500分の1以上)	マンホール記号、マンホール種類、位置及び深さ、排水渠勾配(流速)、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高等	作成者の記名押印又は署名
8	排水施設構造図(50分の1以上)	仕様、形状、構造詳細等(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水柵、吐口工)	
9	がけの断面図(50分の1以上)	高さ、勾配、土質(土質の種類が2以上の場合はそれぞれの土質及びその地層の厚さ)、切盛土前の地盤面並びにがけ面の保護の方法、構造等	作成者の記名押印又は署名
10	擁壁の断面図(50分の1以上)	寸法、勾配、材料の種類、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法・間隔等	構造計算書添付(練積造は除く)
11	擁壁の背面図(展開図)(50分の1以上)	擁壁の高さ、水抜穴の位置・材料・内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤高、根入れ深さ等	練積造擁壁の場合は擁壁の展開図とする。
12	求積図(1,000分の1以上)	実測図による三斜法又は座標計算	
13	予定建築物の平面図・立面図		
14	防災工事計画平面図(2,500分の1以上)	方位、等高線、計画道路線、段切位置、へドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置、形状、寸法、名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期及び期間	原則として1ha以上の造成の場合に添付
15	防災施設構造図	洪水調整池、沈砂池、その他防災施設	同上